

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定)について

(諮問第3044号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	10
2	申請概要	11
3	審査結果	16

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成24年8月24日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会

主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成24年6月26日付け諮問第3044号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

(以上)

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びそれに対する考え方(案)
(加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定)

意見	考え方
意見1 エントリーメニューの設定は、ユーザーの利用環境向上に繋がるため有効。	考え方1
<p>○ 今回設定された光ファイバ接続料に係るエントリーメニュー(以下、「本メニュー」と言う。)は、設備ベースの競争を維持しながら、新規参入事業者の負担を減じることにより、競争が進んでいないエリアにおける新規参入を促す目的で導入されるものであり、ユーザーの利用環境向上に繋がるため、有効であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>○ 本件認可申請に係る賛成の御意見として承る。</p>
意見2 エントリーメニューは期間限定のメニューであること等を鑑み、必ずしもシステム改修を前提とした対応ではなく、可能な限り手作業での対応での開始でも良いのではないか。	考え方2
<p>○システム開発について 「エントリーメニュー」の導入に係るシステム改修を行う予定とされていますが、「エントリーメニュー」を利用する事業者の規模や「エントリーメニュー」が「光配線区画の見直し」が完了するまでの間の補完的措置として提供される期間限定のメニューであることを鑑みると、必ずしもシステム改修を前提とした対応ではなく、可能な限り手作業での対応としたスモールスタートでも良いのではないかと考えます。 これにより、システム改修に係る準備期間が不要となることから、メニューの提供開始時期も前倒しが可能になるのではないかと考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>○ 手作業での対応を行う場合、作業の誤りによる接続料の誤請求の可能性があると、既存の光ファイバ接続料のメニューと比較して、芯線ごとに経過期間に応じた月額料金や違約金を適用することにより、接続料の計算が複雑となること等を考慮すると、エントリーメニューの導入に際してシステム改修を行うことは合理性が認められる。 なお、加入光ファイバ接続料の算定に関する検討に係る当審議会答申(平成24年3月29日。以下「当審議会答申」という。)を踏まえ、NTT東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めるとともに、できる限り早期に実施するよう取り組むことが求められる。</p>

<p>意見3 エントリーメニューの利用可能性は著しく低いと想定され、新規事業者の参入促進の効果はない。システム改修を行う前に事業者の利用意向について確認を行い、具体的な要望(希望エリア等)を把握した上で、システム改修の実施の是非等を検討するべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○<エントリーメニューについて></p> <p>接続委員会において、エントリーメニューの設定の利用意向を事業者を確認した結果、ほとんどの事業者について、積極的に利用する意向はなかったものと理解しています。そのような利用可能性が著しく低いと想定されるメニューが設定されたとしても、新規事業者の参入促進の効果はないものと考えます。さらに、当該メニューは、光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置とされており、光配線区画の見直しが完了した際には新規受付を停止する予定という時限的なメニューであることから、答申においても「必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めることを要請すること」とされているところです。</p> <p>従って、当該メニューのためにNTT東西殿各約 9,200 万円もの多額の費用をかけ、システム改修することは適切ではなく、事業者の利用意思等について改めて事前確認を行い、具体的な要望(希望エリアや利用回線数等)を把握した上で、システム改修実施の是非も含め検討を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 当審議会答申において示したとおり、エントリーメニューは、光配線区画の見直しが完了し、十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけ FTTH サービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらすことを目的とするものである。</p> <p>事業者の利用意向については、当審議会接続委員会において提示した質問に対する各事業者の回答において、複数の事業者より、加入光ファイバ利用に際しての選択肢の一つとして検討が可能である旨の回答がなされている。</p> <p>なお、エントリーメニューの対象エリアについては、当審議会答申において、①「ある時点における FTTH サービス市場における「非競争地域」に限った適用とすることが適当」としていること、②「実際の運用に当たっては、各設備構築事業者が参入しているエリアの詳細を確認した上で、実態に沿うように見直すことが必要」としていることを踏まえ整理された考え方にに基づき選定が行われていることから、本件認可申請は当審議会答申の趣旨を踏まえたものと認められる。</p>
<p>意見4 3年の最低利用期間は長期であり、商慣行に照らすと拘束に見合うだけの値引きを行うべき。また、最低利用期間内であっても、既存メニューと比較して不利でない条件の違約金を払えば解約可能な旨を周知すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 1. 本件エントリーメニューの最低利用期間は、3年と長期です。そして、このような長期の拘束期間で契約を行う場合は、それに見合うだけの値引きを行うのが取引界の常識だと思えます。したがって、利息を考慮した1年目の減額分と3年目の増額分が同じになるという条件では、不十分であり、長期の拘束期間に見合うだけの値引きをするべきだと思います。</p>	<p>○ 接続料規則第 14 条第1項において、接続料は、機能ごとに、当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならないとされている。本件認可申請において設定された接続料については、その最低利用期間である3年で見た場合、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するよう定められている。</p> <p>また、エントリーメニューにおける最低利用期間及び違約金は、NTT</p>

<p>2. 仮に上記の意見が受け入れられない場合でも、利用者の誤解を防ぐため、本件エントリーメニューは、利息を考慮した1年目の減額分と3年目の増額分が同じになるものであること、及び最低利用期間内に解約しても、既存のメニューを選択していたと仮定した場合に比べて特に不利益になるわけでない条件の違約金を払えば、自由に解約できるものであることを利用者に周知するべきだと思います。</p> <p>(個人)</p>	<p>東西が3年目の増額分によって1年目の減額分に相当する接続料収入を得る前の時点においてエントリーメニューの解約がなされることにより、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価を下回ることを防ぐ目的で設定されているものであり、既存メニューの解約の場合と比べて特に不利になることなく解約できるものである。</p> <p>本件認可申請のエントリーメニューに係る接続条件は、当審議会答申の趣旨を踏まえ、接続約款に適正かつ明確に定められているものと認められる。</p>
<p>意見5 エントリーメニューの実施に当たっては、設備事業者が不利な競争を強いられることのないよう十分に配慮されることを要望。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 弊社は、関西地域において自ら敷設した光ファイバ設備を活用し、インターネット接続をはじめ、IP電話・TV放送といった各種サービスを提供してまいりました。関西地域が、全国平均と比べてブロードバンド世帯普及率が高く推移しているのは、弊社を含む各事業者が公正な競争環境の下、設備競争・サービス競争を繰り広げてきた成果であると自負しております。</p> <p>光ファイバ接続料については、弊社はこれまで、設備事業者として、次の点を主張してまいりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス価格の水準は、設備競争・サービス競争の進展の結果として決まるものであり、特に設備事業者においては、過去からの価格水準の推移と将来のユーザ動向を予測しながら、投資リスクを勘案し、サービス価格を決定する事業活動を日々継続しております。 ・そのような状況の中で、サービス原価の大きな割合を占める光ファイバ接続料を市場から離れて恣意的に設定することは、価格合理性をないがしろにし、公正な競争環境を歪めるものと考えております。 <p>よって、エントリーメニューの実施にあたっては、これまで自ら投資リスクを負ってきた設備事業者が不利な競争を強いられることのないよう、十分配慮いただくことを要望いたします。</p> <p>(ケイ・オブティコム)</p>	<p>○ ブロードバンド利活用に向けた普及促進を図るためには、多様な事業者の参入促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じ、ユーザ利便の向上を図ることが適当である。具体的な方策を検討するに当たっては、各電気通信事業者が自ら構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する設備競争と、自ら構築したネットワーク又は他の電気通信事業者の構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供するサービス競争のバランスを確保しながら推進することが重要である。</p> <p>この観点から、当審議会答申においては、エントリーメニューの適用地域について、①「ある時点における FTTH サービス市場における「非競争地域」に限った適用とすることが適当」、②「実際の運用に当たっては、各設備構築事業者が参入しているエリアの詳細を確認した上で、実態に沿うように見直すことが必要」としている。これを踏まえ、本件認可申請においては、平成24年3月末時点において、NTT 東西がフレッツ光サービスを提供しているビルのうち、他事業者の参入しているエリアがそのカバーエリアの半数に満たないビルをエントリーメニューの適用対象としている。</p> <p>○ エントリーメニューの接続料については考え方4のとおり。</p>

<p>意見6 光配線区画の適正化の完了について基準が明らかになっておらず、適正化が十分に行われないうままエントリーメニューが終了するおそれがある。NTT東西は、特に既存光配線区画の適正化について、対象となる区画や時期を開示すべき。また、既存光配線区画には本来シェアドアクセスの対象となり得ない世帯数がカウントされており、十分な世帯数が確保されておらず、カバー世帯の少ない光配線区画が適正化されているか、十分検証する必要がある。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ なお、本メニューは、本年3月29日付情報通信行政・郵政行政審議会答申にあるとおり、光配線区画の拡大・見直しが行われるまでの補完的措置とされており、NTT東・西も、光配線区画の拡大・見直しが完了した際に本メニューの受付を停止する予定であると表明しています。</p> <p>しかしながら、具体的にどの配線区画についてどのような見直しを行ったことをもって光配線区画の適正化が完了したと判断するのか、基準が事前に明らかになっていないことから、光配線区画の適正化が十分に行われないうまま、エントリーメニューも終了し、全国でFTTH市場における競争が後退してしまうおそれがあります。</p> <p>光配線区画の適正化の方法について、NTT東・西は、主に接続事業者向けに新たな配線区画を設定することで対応するとしており、NTT東・西が自ら利用する光配線区画（以下、「既存光配線区画」と言う。）については、需要が疎なエリアで適宜適正化を行っていくと公言しているのみです。FTTH市場の競争を促進するためには、全国でシェアドアクセスの收容率を高めていくことが不可欠であることから、光配線区画の適正化の検証は、全国における既存光配線区画も含めて行われるべきです。</p> <p>既存光配線区画の適正化については、対象となる区画や時期が示されていない状況であることから、NTT東・西においては、ユーザーニーズを踏まえて実施スケジュール等の情報を迅速かつ具体的に開示すべきあり、総務省においては、接続委員会等の公の場において四半期毎に光配線区画の適正化状況等について検証し、不十分な場合には、是正措置を講じるべきと考えます。</p> <p>その際、既存光配線区画については、本来はシェアドアクセスの対象</p>	<p>○ 光配線区画の見直しの状況については、総務省において本年6月末にNTT東西より報告を受けたところである。また、当審議会答申を踏まえ、NTT東西に対し、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請（補正）の認可に当たり、光配線区画の見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されている。報告には、NTT東西の既存の光配線区画に関する状況についてもその内容として含まれるものである。NTT東西からの他事業者向けの新たな配線区画導入に係るトライアルに関する状況報告等を踏まえ、総務省においては見直しの状況を注視するとともに、当審議会において適宜の時機に報告することが適当である。</p> <p>また、エントリーメニューの受付の終了に当たっては接続約款変更の認可申請が必要となることから、NTT東西より当該認可申請がなされた場合には、総務省において、NTT東西からの報告等を踏まえ、改めて見直しの状況を確認し、エントリーメニューの受付の終了の適否を判断することとなる。</p>

<p>になり得ない中規模マンション(主に4階建て以上の建物)や、1つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数がカウントされているなど、NTT東・西が表明している光配線区画当たりの世帯数(※)が実際には確保されておらず、現在もカバー世帯の少ない配線区画が存在していることを考慮し、これらが適正化されているかを十分検証する必要があります。</p> <p>※NTT東日本は約50世帯、NTT西日本は約40世帯と公言している。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見7 光配線区画の拡大とエントリーメニューにより、多様な事業者のFTTH サービス市場への参入の弾力化が実現できるか疑問。地域のDSL事業者が、地域のブロードバンド普及に貢献できるようにDSL同様に1ユーザ単位で競争可能な接続料設定を要望。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○【総論】</p> <p>平成24年3月29日 情報通信行政・郵政行政審議会 答申(以下、「答申」という。)において「分岐単位接続料設定の適否については、別添に記載した検討結果を踏まえ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」と整理されました。</p> <p>光配線区画の拡大に関しては、一定程度の効果はあるものと推測されるものの、1ユーザ単位での競争が可能となるわけではなく、また、エントリーメニューに関しては、3年間の支払い総額は一芯単位接続料と何ら変わりはないことから、これらの施策により答申にある「多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化」が実現できるかについては、疑問を持たざるを得ません。</p> <p>なお、光配線区画拡大についても、利用開始時期が平成26年度以降であること、拡大版の配線区画における分岐端末接続料が高額になることおよびその配線区画の提供に係るシステム開発費が拡大版の配線区画の利用事業者負担となることを考慮すると、どの程度の効果があるか不透明なままです。</p>	<p>○ エントリーメニューは、当審議会において分岐単位接続料設定の適否に関する多角的な検討を行った結果、当審議会答申において、NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの導入を図ることが適当としたことを踏まえ、設定されるものである。</p> <p>○ NTT東西と接続事業者間でのOSU共用は、提案されたいずれの実現方法についても、事業者間の意見の隔たりが大きく、OSU共用を議論する際に整理された、技術面・経済面やサービスの均一化といった「12の課題」は依然として解決されていない。</p> <p>こうした状況を踏まえ、当審議会答申においては、OSU共用を実現可能な案として想定することは難しいことが確認された。</p>

<p>総務省殿におかれましては、明確な効果があるような新たな対策等の検討を早期に開始するよう要望します。</p> <p>【各論】</p> <p>エントリーメニューについては、「十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけ FTTH サービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者」に「参入の弾力化」という効果をもたらす競争促進策を補完的に講じることが適当」との考えにより導入されたと理解していますが、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会において、エントリーメニューの利用可能性について事業者確認が行われた際、我々地域のDSL事業者は、利用意図がないことを回答しています。</p> <p>我々地域のDSL事業者が、今後もICTによる地域の活性化・ブロードバンド普及に貢献できるようDSL同様に 1 ユーザ単位で競争可能な接続料設定を改めて要望します。</p> <p>(DSL事業者協議会)</p>	
<p>意見8 NTT 東西を含めたOSU共用等についての技術的、コスト的な議論が不十分である点等の課題が存在しており、未だそれら課題については解消がなされていないため、その課題解消に向け、アクセス網のオープン化によるFTTH市場への新規事業者参入及びサービス競争促進の実現を可能とするような施策(分岐単位接続料等)の議論を行う場の設置を希望。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○<総論></p> <p>「光の道」構想(2015 年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標)実現※1 のため、平成 23 年 10 月より、「分岐単位接続料設定の適否について」は検討がなされてきましたが、平成 24 年 3 月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会 答申(以下、答申という。)において、その設定は見送られることになりました。</p> <p>しかしながら、弊社共としましては、平成 24 年 3 月 15 日付け総務大臣宛て要望書のとおり、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会(以下、接続委員会という。)の議論において、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT</p>	<p>○ 考え方7のとおり。</p>

<p>東西殿という。)を含めたOSU共用等についての技術的、コスト的な議論が不十分である点、都市部での競争促進の視点がない点及び分岐単位接続料のプライシングについての議論が不十分である点等の課題が存在しており、未だそれら課題については解消がなされていないため、その課題解消に向け、アクセス網のオープン化によるFTTH市場への新規事業者参入及びサービス競争促進の実現を可能とするような施策(分岐単位接続料等)の議論を行う場の設置を希望いたします。</p> <p>※1「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」(抜粋)</p> <p>加入光ファイバ接続料算定の在り方については、競争事業者の参入促進による料金の低廉化・サービスの多様化を推進し、光サービスの利用率向上を図る観点から、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成 23 年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当である。</p> <p>「光の道」構想に関する基本方針」(抜粋)</p> <p>加入光ファイバ接続料について、その低廉化に向け、総務省及びNTTにおいて、平成 23 年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を早急に開始し、年度内を目途に成案を得る。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見9 エントリーメニュー及び光配線区画の見直しについて、公正競争レビュー制度の枠組みで有効性を検証することが適当。</p>	<p>考え方9</p>
<p>○エントリーメニュー等の競争促進施策のレビューについて</p> <p>総務省殿では本年 5 月に公正競争レビュー制度(以下、本制度)を創設し、今後、ブロードバンド普及促進に係る取組状況や累次の公正競争要件に係る規制の有効性及び適正性に対する検証を行い、適宜改善策を図るとする考え方が示されました。</p> <p>上記の趣旨を踏まえれば、FTTH 市場における競争を一層促進し、ブロードバンドサービスの普及促進を図ることを目的として導入されることになった「エントリーメニュー」及び「光配線区画の見直し」は、本制度の枠組みで当該メニューの利用状況や事業者の参入状況を見ながら、その有効性を検証することが適当と考えます。</p> <p>なお、検証においては、以下の点から「エントリーメニュー」及び「光配線区画の見直し」では、都市部の競争環境の整備が不十分となる可能性があることに特に留意すべきと考えます。</p> <p>①「エントリーメニュー」の対象エリアは非競争地域に限定されている</p>	<p>○ 公正競争レビュー制度に係る御意見については、参考として承る。</p> <p>なお、光配線区画の見直しについては考え方6、エントリーメニューについては考え方7のとおり。</p>

点

②新たな光配線区画導入トライアルの検討状況からは、都市部は地下配線エリアの比率が高いことが想定され、「光配線区画の見直し」が効果的ではない見通しである点

本制度の検証結果として、「エントリーメニュー」及び「光配線区画の見直し」の利用状況や事業者の参入状況から、当該メニューのみではFTTH市場における競争促進が不十分と判断される場合には、エリアを問わず多様な事業者により市場参入が可能となる環境を構築する方策として、改めて「GC 接続類似機能」、「ファイバシェアリング」、及び「分岐単位接続料」の実現も視野に含め、昨年度末に接続委員会で結論が得られなかった技術・コスト面の課題等を本制度の中で検討すべきと考えます。

(イー・アクセス)

平成24年9月4日

総務大臣
川端達夫殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答申書(案)

平成24年6月26日付け諮問第3044号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

(以上)

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成24年6月19日(火)

3. 実施予定期日

認可後、準備が整い次第実施。

4. 概要

複数年段階料金を適用する光信号主端末回線(以下「エントリーメニュー」という。)に係る接続料等を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

II 主な変更内容

1. 変更の経緯

NTT東西の提供する加入光ファイバ接続料については、情報通信行政・郵政行政審議会において分岐単位接続料設定の適否に関する多角的な検討が行われた結果、平成24年3月29日付け同審議会答申¹(以下「情郵審答申」という。)において、NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当とされた。

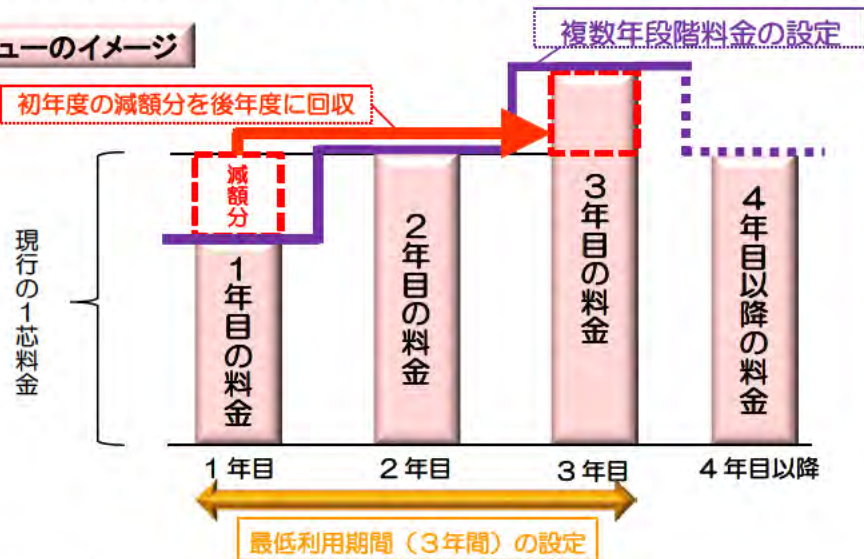
同答申を踏まえ、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更(補正)の総務大臣認可に当たり、「光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置として、エントリーメニューを早期に導入するために、速やかに接続約款の変更申請を行うこと」等が条件として付されている。

今般、以上の経緯を踏まえ、エントリーメニューに係る接続料等を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

2. 概要

エントリーメニューは、情郵審答申に基づき、①複数年(3年間)段階料金の設定、②未回収コストの各社個別負担、③後年度回収の実施及び④最低利用期間(3年間)の設定を主な構成要素として組成される加入光ファイバの光信号主端末回線に係るメニューである。

エントリーメニューのイメージ



(1) 接続料算定(網使用料)

エントリーメニューに係る接続料については、情郵審答申(「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」)を踏まえた算定方法により、以下のとおり設定されている。

¹「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバ接続料の算定に関する検討)」

- エントリーメニューが適用される芯線のうち、開通から1年に満たないものについては、同答申で示された考え方²を踏まえて算定した割引率(NTT東日本:19.4%、NTT西日本:24.4%)に基づき、既存の光信号主端末回線(以下「既存メニュー」という。)に係る接続料から一定額を低減させた料金が適用される。
- 開通後3年目のものについては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を3年目に適用される既存メニューに係る接続料に加算した料金が適用される。

<平成 24 年度適用開始分>

(タイプ1-1)※5

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	[参考]H24 年度 既存メニュー	
			NTT 東日本	NTT西日本
H24 年 4 月 1 日から H25 年 3 月 31 日まで に適用する料金 (接続開始日から1年未満の場合)	2,428 円 〈▲585 円※1〉	2,908 円 〈▲938 円※1〉	3,013 円	3,846 円
H25 年 4 月 1 日から H26 年 3 月 31 日まで に適用する料金 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	H25 年度に適用される既存メニューに係る接続料と同額(2,986 円※2)	H25 年度に適用される既存メニューに係る接続料と同額(3,055 円※2)		
H26 年 4 月 1 日以降 に適用する料金※4 (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H26 年度に適用される既存メニューに係る接続料※3 + 600 円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H26 年度に適用される既存メニューに係る接続料※3 + 964 円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)		

※1 既存メニューに係る接続料からの低減額

※2 H23年度における接続料収支の実績値の判明後に乖離額補正が行われる予定。局外スプリッタの接続料については、H24年度のものであり、実績原価方式にて毎年更新される。

※3 H26年度に適用される既存メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

※4 適用開始から3年が経過した後は、該当する年度の既存メニューに係る接続料が適用される。

※5 平日・昼間帯故障修理の場合。

(2) 適用地域

エントリーメニューの適用地域については、情郵審答申(「エントリーメニューの適用地域に関する考え方」及び「想定される適用地域」)において、①「ある時点におけるFTTHサービス市場における「非競争地域」に限った適用とすることが適当」とされていること、②「実際の運用に当たっては、各設備構築事業者が参入しているエリアの詳細を確認した上で、実態に沿うように見直すことが必要」とされていることを踏まえ整理された以下の考え方に基づき、具体

² まず加入光ファイバ接続料(主端末回線接続料)における「1ユーザ当たりコストがドライカップ接続料と同水準となるために必要となる獲得ユーザ数」を求め(NTT東:3.1ユーザ、NTT西:3.9ユーザ)、次に加入光ファイバ接続料(主端末回線接続料)とドライカップ接続料の「1ユーザ当たりコストが同等となる水準(NTT東:973円、NTT西:977円)を超える部分を算出し、これをドライカップ接続料と比べた場合の「超過コスト」とみなした上で、当該部分を比率化して1年目の接続料から割引くというもの(参考資料を参照)。

的に選定が行われている。

- 平成24年3月末時点において、NTT東西がフレッツ光サービスを提供しているビル（以下「フレッツ光提供ビル」という。）のうち、他事業者の参入しているエリアがそのカバーエリアの半数に満たないビルをエントリーメニューの適用対象とする。

【参考】<エントリーメニューの適用対象となるフレッツ光提供ビル数（見込み³）>

	NTT東日本	NTT西日本	[参考] 全国
①フレッツ光提供ビル数 （平成24年3月末時点）	1,606	1,348	2,954
②エントリーメニューが適用される フレッツ光提供ビル数	738	407	1,145
③エントリーメニューが適用される フレッツ光提供ビルの割合	46.0%	30.2%	38.8%

なお、接続事業者が光信号主端末回線伝送機能（シェアアクセス方式）を利用する際には、あらかじめNTT東西のビル単位で既存メニューかエントリーメニューか選択の上利用することとなる。

（3）最低利用期間の設定

エントリーメニューの最低利用期間については、情郵審答申を踏まえ、3年間と設定されている。また、接続事業者が最低利用期間内にエントリーメニューの解約を行った場合、以下のとおりの違約金が適用される。

<解約時における違約金請求イメージ（数字はNTT 東日本の場合）>

解約時期	1年目	2年目	3年目
1年未満			
1年以上2年未満			
2年以上3年未満			
			<p>違約金:</p> <p>①1年間に満たない残余期間分の既存メニューに係る接続料</p> <p>②解約時までの低減額及び低減額に係る利息</p>
			<p>違約金:</p> <p>③1年目の低減額及び低減額に係る利息</p>
			<p>違約金:</p> <p>④1年目の低減額及び低減額に係る利息のうち未払</p>

³ 平成23年9月末時点の全国の超高速ブロードバンドサービスエリアの状況（総務省調べ）により推計したもの。平成24年3月末時点のものが取りまとめられた後、最終的に確定されることとなる。

(4) その他(附則に規定)

- NTT東西においては、本申請の認可後にエントリーメニューの導入に係るシステム改修を行い、準備が整い次第、エントリーメニューの適用を開始する予定。
- エントリーメニューは光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置であるため、光配線区画の見直しが完了した際にはエントリーメニューに係る新規受付を停止する予定。
- エントリーメニューの導入のために必要となるシステム開発に係る費用(NTT東西各約92百万円)については、年経費化した上で、別途回線管理運営費として回収が行われる予定⁴。

⁴ なお、当該システム開発については、情郵審答申において、「多様な事業者の FTTH サービス市場への参入の弾力化が目的の一つであることに鑑み、NTT東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努める」こととされている。また、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請(補正)の認可に当たっても、「必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること」が条件として付されている。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審査結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	適	他事業者がエントリーメニューの適用地域を選定するに当たって、必要な情報の開示を受ける手続について、適正かつ明確に定められていると認められる。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められてい	—	該当事項なし。

ること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定による場合は、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	適	エントリーメニューに係る最低利用期間及び解約時の違約金について、適正かつ明確に定められていると認められる。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	適	エントリーメニューの適用の選択を受け付ける期間について、適正かつ明確に定められていると認められる。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	接続料は接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。



接続約款変更認可申請書

東相制第 12-0032 号
平成 24 年 6 月 19 日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかつしきがいしや

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～107 (略)	(略)
108 消費税相当額	(略)

新

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～107 (略)	(略)
108 I P 通信サービス契約約款 (以下「I P 通信サービス契約約款」といいます。)	当社のI P 通信サービス契約約款 (以下「I P 通信サービス契約約款」といいます。)
109 消費税相当額	(略)

(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)

第34条の13 接続申込者は、第34条の4 (光信号主端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に収容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金 (平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会管申 (情報審第33号)) に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。) の適用を選択することができます。

2 前項に規定する当社が別に定める通信用建物は、平成24年3月末時点において、当社がI P 通信サービス (I P 通信サービス契約約款に定めるメニュー5-1に係るもの) に限ります。以下この条において同じとします。) を提供している通信用建物のうち、他事業者がI P 通信サービスに相当するサービスを提供している区域が、I P 通信サービス契約約款に定めるI P 通信サービスの提供区域の半数に満たない通信用建物とし、当社が選択するものとし、また、当社は、当社が別に定める通信用建物について接続申込者が電気通信回線設備を選定し、閲覧できるようにするものとします。

3 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金を適用した光信号主端末回線と接続しようとする場合、接続申込者は、複数年段階料金の適用を選択する通信用建物を予め当社に申し出ることを要するものとします。

4 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金の適用を選択した場合であって、複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続を開始したときは、当該機能に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日から起算して3年間とします。

5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内に複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合は、別表4 (違約金) 第6 (複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金) に規定する額に、その額 (利息に相当する額を除きます。) に係る消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第1表
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	ア～ナ (略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ナ (略)
(8)-2～(12) (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1-2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1-1-4 ア欄に規定する機能を使用するときは、1の光局内スプリッタ (当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。) に収容できる光信号の数は4を、1の光信号主線から分岐できる光信号分岐線の本数は8を限度とします (以下、その光局内スプリッタを「光信号主線の本数が4のもの」といいます。) イ 2 (料金額) 2-1-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1-1-4 ア欄に規定する機能を使用する場合には、2-1-1-4 ア欄に規定する機能を使用するときは、1の光局内スプリッタ (当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。) に収容できる光信号の数は4を、1の光信号主線から分岐できる光信号分岐線の本数は8を限度とします (以下、その光局内スプリッタを「光信号主線の本数が4のもの」といいます。)

第1表
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ナ (略) ニ 第34条の13 (複数年段階料金を適用する光信号主線の本数) 第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、力の規定にかかわらず、2 (料金額) 2-1-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能については、ギに規定する場合は、2-1-1-1-1-1 に掲げる料金額に、2-1-1-2 の2 に掲げる料金額及び2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主線から分岐する光信号分岐線の本数については、ニとして利用する光信号主線の本数と同様と同一になるものを適用します。 又 第34条の13 第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、2 (料金額) 2-1-1-1-1 の2 に規定する機能については、2-1-1-1-1 の2 に掲げる料金額に、2-1-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主線から分岐する光信号分岐線の本数については、ニとして利用する光信号主線の本数と同様と同一になるものを適用します。 ホ 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主線の本数との接続を開始して3年が経過した後でも当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について2 (料金額) 2-1-1-1-1 (基本料) 第6欄イ欄又は2-1-1-2 (加算料) 第2欄イ欄に規定する料金額を適用します。
(8)-2～(12) (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1-2 第2欄又は2-1-1-1-2 の2 に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1-1-4 ア欄に規定する機能を使用するときは、1の光局内スプリッタ (当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。) に収容できる光信号の本数は4を、1の光信号主線から分岐できる光信号分岐線の本数は8を限度とします (以下、その光局内スプリッタを「光信号主線の本数が4のもの」といいます。) イ 2 (料金額) 2-1-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1-1 第6欄ア欄又は2-1-1-1-1 の2 に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1-1-4 ア欄に規定する機能を使用するときは、1の光局内スプリッタ (当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。) に収容できる光信号の本数は4を、1の光信号主線から分岐できる光信号分岐線の本数は8を限度とします (以下、その光局内スプリッタを「光信号主線の本数が4のもの」といいます。)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料 (略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料 (略)

2-1-1-1-1の2 複数段階料金を用いる場合の基本料

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限り1芯にて伝送を行う機能	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金 (イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金 (ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごと	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごと	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則(消費税相当額の加算)の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		(7) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				ウ アイ以 外のもの	(7) 平成24 年4月1日 から平成25 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,498円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
					(1) 平成25 年4月1日 から平成26 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-1-1第6欄 イ(ウ)欄に規定する 料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
					(ウ) 平成26 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1-1第6 欄イ(ウ)欄に規定す る料金額に、617円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる617円 のうち、601円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

2-1-1-1-2 (略)

2-1-1-1-2 (略)
 複数段階料金を適用する場合の加算料

区 分		単 位	料金額	備考	
2-1-1-1-2 1-1第 2欄ウに 規定する 機能に係 る加算料	ア 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	1回線 ごとに	2,428円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。	
			(7) 平成24 年4月1日 から平成25 年3月31日 まで適用す る料金	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-2第2欄 イ(7)欄に規定する 料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(4) 平成25 年4月1日 から平成26 年3月31日 まで適用す る料金	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-2第2 欄イ(7)欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以 外のもの	(7) 平成24 年4月1日 から平成25 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,498円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
	(イ) 平成25 年4月1日 から平成26 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-2第2欄 イ(ウ)欄に規定する 料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
	(ウ) 平成26 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-2第2 欄イ(ウ)欄に規定す る料金額に、617円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる617円 のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

別表 4 違約金

第 1 (略)
第 2 光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第 78 条の 2 (一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續に係る違約金) 第 2 項に規定する接続の申込みの場合の違約金	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)
	(3) 当社が光信号端末回線の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合	ア その光信号端末回線に光信号分岐端末回線が含まれる場合 イ その接続申込者が行った第 34 条の 4 第 1 項に規定する申込みに係る機能の利用料 (料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2-1-1-1-2 第 2 欄ア欄に規定する加算料については、右欄に掲げる料金額とします。また、第 34 条の 13 (複数年度階料金) を適用する光信号端末回線の取扱いに規定する複数年度階料金を適用する場合は料金表 2-1-1-1-1 第 6 欄イ欄又は 2-1-1-1-2 第 2 欄イ欄に掲げる料金額) の 12 ヶ月分に相当する額にその光信号分岐端末回線に係る料金表第 4 表 (光信号引込等設備に係る負担額) 第 2 (光信号引込等設備の撤去に係る負担額) に規定する負担額に相当する額を加算した額

別表 4 違約金

第 1 (略)
第 2 光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第 78 条の 2 (一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續に係る違約金) 第 2 項に規定する接続の申込みの場合の違約金	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)
	(3) 当社が光信号端末回線の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合	ア その光信号端末回線に光信号分岐端末回線が含まれる場合 イ その接続申込者が行った第 34 条の 4 第 1 項に規定する申込みに係る機能の利用料 (料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2-1-1-1-2 第 2 欄ア欄に規定する加算料については、右欄に掲げる料金額とします。) の 12 ヶ月分に相当する額にその光信号分岐端末回線に係る料金表第 4 表 (光信号引込等設備に係る負担額) 第 2 (光信号引込等設備の撤去に係る負担額) に規定する負担額に相当する額を加算した額

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端未回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金)を適用する光信号主端未回線の接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始して1年を経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1-1の2又は2-1-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.31%の割合で計算し、複利計算を行うもの)とします。以下、この表において同じとします。)を加算した額	
協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始して1年を経過する日までに、接続を終了した場合	(2) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始して1年を経過する日までに、接続を終了した場合	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金)を適用する光信号主端未回線との接続を開始した日から3年を経過する日までに接続を終了した場合	(3) 接続事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始して2年を経過した日から3年を経過する日までに接続を終了した場合	

附則

- この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
- 当社は、複数年段階料金の適用の選択を実現するために要するシステム開発費用について、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-11(その他の機能)第12欄、第14欄から第18欄及び第20欄に規定する回線管理機能の原価に加えて当該機能に係る料金の算定を行うものとします。
- 当社は、平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)に基づき、光配線区画の見直しが完了するまでの間に限り、光信号主端未回線に係る網使用料について、複数年段階料金の適用の選択を受け付けるものとします。

網使用料算定根拠
(東日本コストに基づく接続料)

目 次

I .算定手順	2
II .料金の設定	3
(別紙) 割引率の算定	5

I. 算定手順

・ 光信号主端末回線（複数年段階料金）

料金の設定に使用した単金

平成24年3月29日認可
加入者光ファイバ算定根拠
(光信号主端末回線)

接続料金

端末回線伝送機能
(光信号主端末回線)
複数年段階料金

<開通後1年目>
(平成24年度適用)

平成24年度適用の通常メニユー料金 × (1+割引率(▲19.4%))

<開通後2年目>
(平成25年度適用)

平成25年度適用の通常メニユー料金と同一

<開通後3年目>
(平成26年度適用)

平成26年度適用の通常メニユー料金 + 割引額 × (1+利率)²



II. 料金の設定

・光信号主端末回線(複数年段階料金)

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	585	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,428	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	2,986	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成25年度適用料金

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	600	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	600	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	585	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,428	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	2,986	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成25年度適用料金

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	600	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	600	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,099	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)(イ)以外のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	601	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,498	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,071	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ (ア)(イ)以外のもの の平成25年度適用料金

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	617	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	617	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,428	①のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,986	①のb. より

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	600	①のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,428	①のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,986	①のe. より

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	600	①のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,498	①のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,071	①のh. より

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	617	①のi. より

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,247	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のものの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 平成24年度適用料金
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	274	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	51	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するものイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	3.1	②÷((①+④)-(③+⑤))

(2)割引率の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	4,670	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	24,104	(1)の②×8
③割引率 (%)	19.4%	①÷②



接続約款変更認可申請書

西設相制第 2 号
平成 24 年 6 月 19 日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつばんでんしんでんむかばしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～109 (略)	(略)
110 消費税相当額	(略)

新

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～109 (略)	(略)
110 I P 通信サービス	当社の I P 通信サービス契約約款（以下「I P 通信サービス契約約款」といいます。）に基づき、I P 通信網を使用して行う電気通信サービス
111 消費税相当額	(略)

（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）

第34条の13 接続申込者は、第34条の4（光信号主端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に収容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金（平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会管申（情郵審第33号）に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。）の適用を選択することができます。

2 前項に規定する当社が別に定める通信用建物は、平成24年3月末時点において、当社が I P 通信サービス（I P 通信サービス契約約款に定めるメニュー5-1に係るもの）に限り、以下この条において同じとします。）を提供している通信用建物のうち、他事業者が I P 通信サービスに相当するサービスを提供している区域が、I P 通信サービス契約約款に定める I P 通信サービスの提供区域の半数に満たない通信用建物とし、当社が選定するものとし、また、当社は、当社が別に定める通信用建物について接続申込者が電気通信回線設備を選定し、閲覧できるようにするものとします。

3 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金を適用した光信号主端末回線と接続しようとする場合、接続申込者は、複数年段階料金の適用を選択する通信用建物を予め当社に申し出ることとするものとします。

4 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金の適用を選択した場合であって、複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続を開始したときは、当該機能に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日から起算して3年間とします。

5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内に複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合は、別表4（違約金）第6（複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金）に規定する額に、その額（利息に相当する額を除きます。）に係る消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料 (略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料 (略)

2-1-1-1-2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区分	単 位	料 金 額	備 考
<p>端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)</p> <p>光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限りまです。)により1芯にて伝送を行う機能</p> <p>ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの</p> <p>(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの</p>	1回線ごと	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごと	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごと	平成26年4月1日以降に適用する料金	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	1回線ごと	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごと	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごと	平成26年4月1日以降に適用する料金	
	1回線ごと	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。

				平成26年4月1日以降に適用する料金を加算した料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4)(7)以外のもの			① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金 ② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金 ③ 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,991円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金 ② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金 ③ 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金 ② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金 ③ 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

<p>① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</p>	<p>1回線ごとに</p>	<p>2,888円</p>	<p>接続開始日から、1年未満の場合に適用します。</p>
<p>② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金</p>	<p>1回線ごとに</p>	<p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金 平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、958円を加算した料金</p>	<p>接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。</p>
<p>③ 平成26年4月1日以降に適用する料金</p>	<p>1回線ごとに</p>	<p>平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、958円を加算した料金</p>	<p>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</p>

(7) 保守の区別がタイプ1-1-1のもの

1分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの

					2,888円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				① 平成24年 4月1日から 平成25年 3月31日ま で適用する 料金	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-1-1第6欄 イ(イ)②欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				② 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1-1第6 欄イ(イ)②欄に規定 する料金額に、958 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
				③ 平成26年 4月1日以 降に適用す る料金		接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
(4) 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの				① 平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	2,971円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				② 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金		接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				(4) (7) (イ)以 外の もの		

2-1-1-2 (略)

2-1-1-2 (略)
 2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

				③ 平成26年4月1日以降に適用する料金を加算した料金額	1 回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	--	------------------------------	---------	--	--

区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-2 1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号端末回線に係る加算料	ア 光信号多重分離機能と組み合わせて利用するもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金額	1 光信号端末回線ごとに 2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金額	1 光信号端末回線ごとに 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				③ 平成26年4月1日以降に適用する料金額	1 光信号端末回線ごとに 平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号末端未回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	1 光信号末端未回線ごとに		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			③ 平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号末端未回線ごとに		平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの			① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号末端未回線ごとに	2,991円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	1 光信号末端未回線ごとに		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

<p>③ 平成26年4月1日以降に適用する料金を加算した料金</p>	<p>1 光信号末端未回線ごとに</p>	<p>平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額</p>	<p>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</p>
<p>① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</p>	<p>1 光信号末端未回線ごとに</p>	<p>2,888円</p>	<p>接続開始日から、1年未満の場合に適用します。</p>
<p>② 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金</p>	<p>1 光信号末端未回線ごとに</p>	<p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額</p>	<p>接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。</p>
<p>③ 平成26年4月1日以降に適用する料金を加算した料金</p>	<p>1 光信号末端未回線ごとに</p>	<p>平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額</p>	<p>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</p>
<p>(7) 保守の区別がタイプ1-1-1のもの</p>			
<p>イ 光信号多重分離機能欄と組み合わせて利用するもの</p>			

	<p>(4) <u>保守の区別がタイプ1-2のもの</u></p>	<p>① <u>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</u></p>	<p>1 <u>光信号末端未回線ごとに</u></p>	<p>2. <u>888円</u></p>	<p><u>接続開始日から、1年未満の場合に適用します。</u></p>
	<p>② <u>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金</u></p>	<p>1 <u>光信号末端未回線ごとに</u></p>	<p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金</p>	<p><u>接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。</u></p>	
	<p>③ <u>平成26年4月1日以降に適用する料金</u></p>	<p>1 <u>光信号末端未回線ごとに</u></p>	<p>平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額</p>	<p><u>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u></p>	

第3～5 (略)
第6 複数年段階料金を適用した光信号主端未回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端未回線の取扱)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線の接続を開始した日から、1年を経過する日までに、接続を終了した場合	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年を経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.40%の割合で計算し、複利計算を行うもの)とします。以下、この表において同じとします。)を加算した額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始した日から、1年を経過する日までに、接続を終了した場合	(2) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始して1年を経過した日から2年を経過する日までに、接続を終了した場合	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始した日から、1年を経過する日までに、接続を終了した場合	(3) 接続事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端未回線との接続を開始して2年を経過した日から3年を経過する日までに接続を終了した場合	

附則

- この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
- 当社は、複数年段階料金の適用を実現するために要するシステム開発費用について、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-11(その他の機能)第12欄、第14欄から第18欄、第20欄及び第22欄に規定する回線管理機能の原価に加えて当該機能に係る料金の算定を行うものとし、また、
- 当社は、平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)に基づき、光配線区画の見直しが完了するまでの間に限り、光信号主端未回線に係る網使用料について、複数年段階料金の適用の選択を受け付けるものとします。

網使用料算定根拠
(西日本コストに基づく接続料)

目 次

I .算定手順	2
II .料金の設定	3
(別紙) 割引率の算定	7

I. 算定手順

・ 光信号主端末回線（複数年段階料金）

料金の設定に使用した単金

平成24年3月29日認可
加入者光ファイバ算定根拠
(光信号主端末回線)

接続料金

端末回線伝送機能
(光信号主端末回線)
複数年段階料金

<開通後1年目>
(平成24年度適用)

平成24年度適用の通常メニユー料金 × (1+割引率(▲24.4%))

<開通後2年目>
(平成25年度適用)

平成25年度適用の通常メニユー料金と同一

<開通後3年目>
(平成26年度適用)

平成26年度適用の通常メニユー料金 + 割引額 × (1+利率)²



II. 料金の設定

・光信号主端末回線(複数段階料金)

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,846	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	938	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,908	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,055	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成25年度適用料金

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	964	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	964	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,846	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	938	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,908	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,055	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成25年度適用料金

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	964	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	964	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,957	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	966	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,991	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,143	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの の③ ①②以外のもの の平成25年度適用料金

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)③欄に規定する
料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	993	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	993	①+③

j. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,820	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの の① 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	932	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,888	①-③

k. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,029	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの の① 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成25年度適用料金

l. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に
規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	958	jの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	958	①+③

m. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,820	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの の② 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	932	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,888	①-③

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,029	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの の② 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成25年度適用料金

o. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に
規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	958	mの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	958	①+③

p. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,930	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの の平成24年度適用料金
②割引率	24.4%	別紙の(2)の③
③割引額	959	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,971	①-③

q. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,116	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの の平成25年度適用料金

r. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.40%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	986	pの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	986	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,908	①のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,055	①のb. より

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	964	①のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,908	①のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,055	①のe. より

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	964	①のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,991	①のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,143	①のh. より

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	993	①のi. より

j. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,888	①のj. より

k. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,029	①のk. より

l. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	958	①のl. より

m. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,888	①のm. より

n. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,029	①のn. より

o. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	958	①のo. より

p. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,971	①のp. より

q. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,116	①のq. より

r. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	986	①のr. より

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,294	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能の「イ」以外のものの「イ」 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	3,846	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の「イ」 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の「ア」 分岐できる光信号分岐端末回線の数⑧を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成24年度適用料金
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	317	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の「ア」 光信号分岐端末回線に係る加算料の(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	60	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するもの「イ」 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄「イ」①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	3.9	②÷((①+④)-(③+④))

(2)割引率の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	7,500	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	30,768	(1)の②×8
③割引率 (%)	24.4%	①÷②

平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申 別添(抜粋)

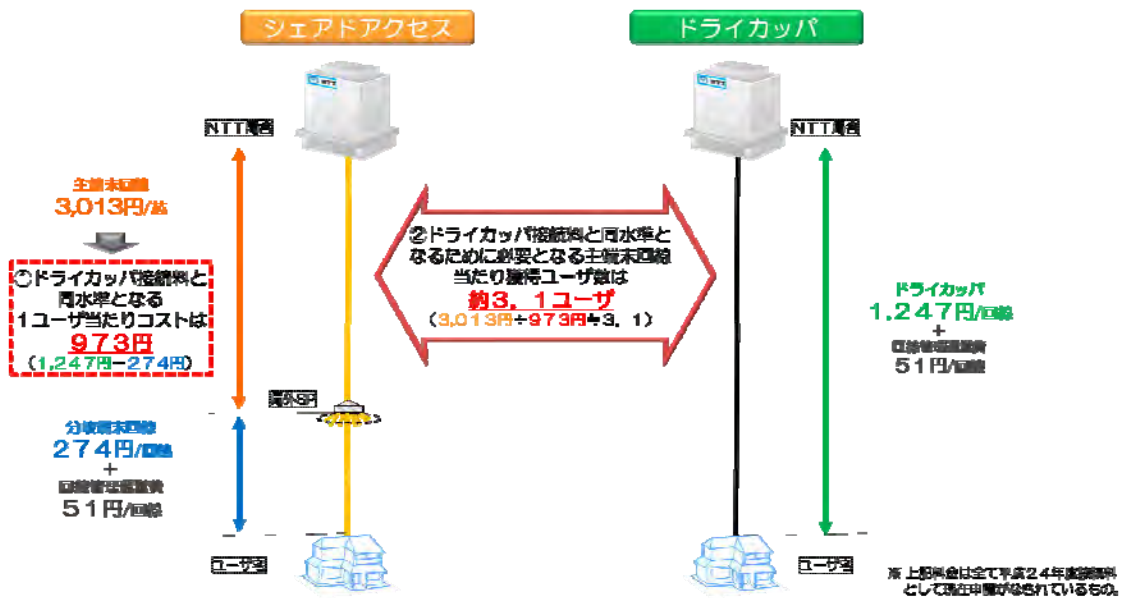
2 二次答申に向けた検討①(分岐単位接続料)

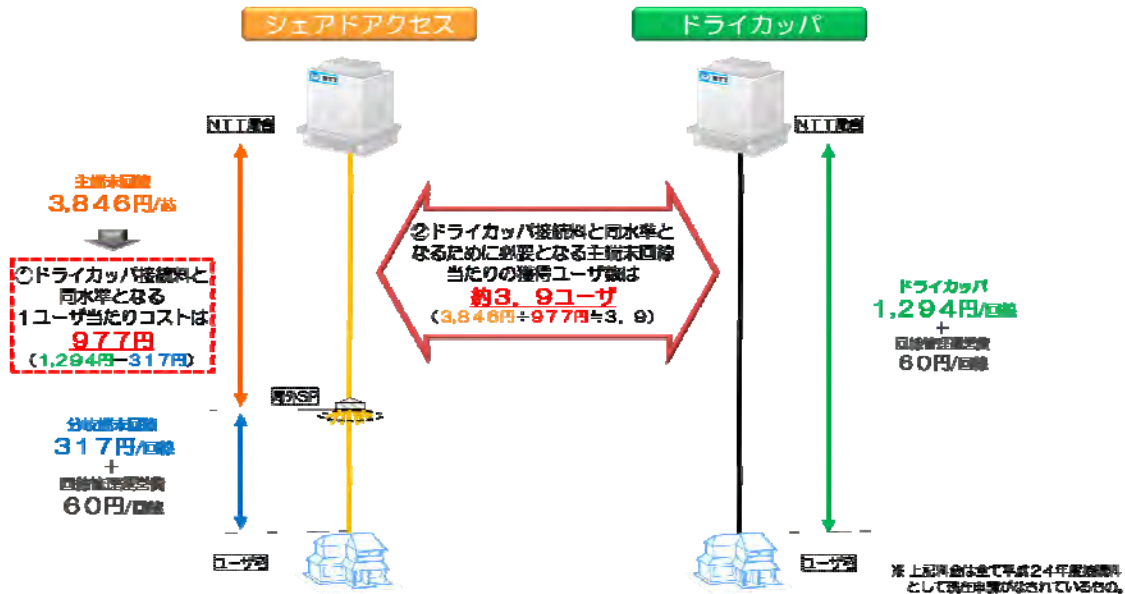
(エ) OSU 専用の検証を踏まえた対応案(エントリーメニュー)

(iii) エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方

エントリーメニューに関する接続料水準及び適用地域については、設備競争とサービス競争のバランスを取りつつ、以下の考え方をとることにより一定の合理性があると考えられる。

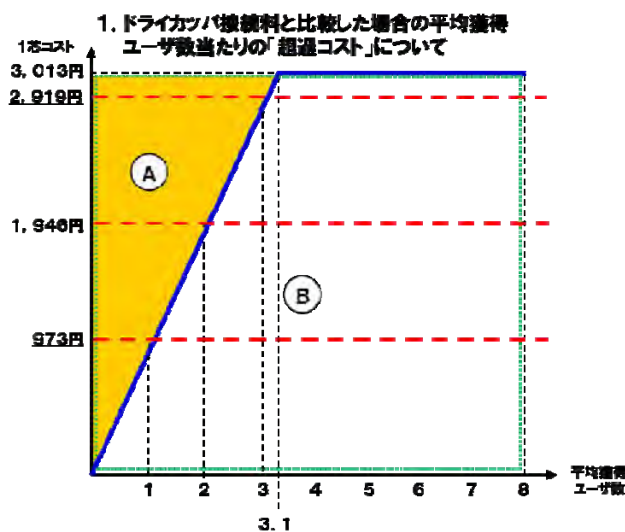
エントリーメニューの接続料水準を検討するに当たっては、まず、設備競争とサービス競争のバランスに配慮しつつ、DSL から FTTH への移行を円滑に進めるためには、少なくとも加入光ファイバ接続料(主端末回線接続料)における1ユーザ当たりコストがドライカップ接続料と同水準となる必要があることから、「1ユーザ当たりコストがドライカップ接続料と同水準となるために必要となる獲得ユーザ数」を求めることとする。具体的には、主端末回線接続料における1ユーザ当たりコストがドライカップ接続料と同水準となるために必要となる獲得ユーザ数を、NTT 東日本の接続料水準に基づき計算すると、約3.1ユーザ、NTT 西日本の接続料水準に基づき計算すると、約3.9ユーザとなる。





次に、主端末回線接続料とドライカップ接続料の1ユーザ当たりコストが同等となる水準（東：1ユーザ当たり973円、西：977円）を超える部分（Aの部分）はドライカップ接続料に比べ「超過コスト」となり、事業者のFTTHサービスへの参入を阻害する要因と見なすことができる（東：3.1分岐、西：3.9分岐を獲得すると超過コストはなくなり、以後は超過利潤が生じる）。これに対して、1芯当たりのコストは東：3,013円、西：3,846円であり、1芯に收容されるユーザ数は0～8までのケースがあることから、全てのケースを網羅した負担すべきコスト総額はBの部分（東：3,013円×8、西：3,846円×8）となる。

したがって、ドライカップ接続料に比べ「超過コスト」となるAの部分を割り引くとすれば、割引率はA/Bとして求めることができる。また、実際に「3.1分岐（西：3.9分岐）まで到達するまでの期間」は事情により様々であることから、超過コスト（Aの部分）は1年目に発生すると看做し、1年目に当該割引率を適用することとする。

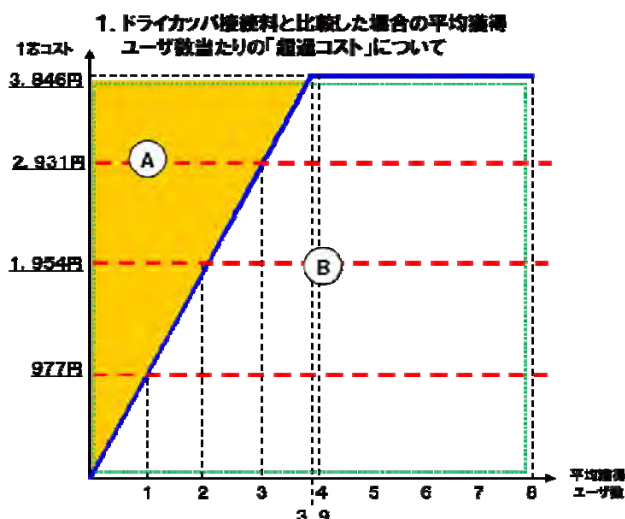


2. ドライカップ接続料との差分を参入阻害要因とみなす場合における主端末回線接続料の割引率について

$$\begin{cases} \text{Aの面積} = \frac{3,013 \times 3.1}{2} = 4,670 \\ \text{Bの面積} = 3,013 \times 8 = 24,104 \end{cases}$$



$$\text{A} / \text{B} = 19.4\% \quad (\Delta 584円)$$



2. ドライカッパ接続料との差分を参入阻害要因とみなす場合における主端末回線接続料の割引率について

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{A の面積} = \frac{3,846 \times 3.9}{2} = 7,500 \\ \text{B の面積} = 3,846 \times 8 = 30,768 \end{array} \right.$$

↓ 面積比による算定

A	/	B	=	24.4%
				(▲937円)

(iv) エントリーメニューの適用地域に関する考え方

エントリーメニューが適用される地域を検討するに当たっては、設備競争とサービス競争のバランスに配慮しつつ、様々な事業者の参入が可能となるよう出来る限り多様な「選択肢」を整備することが望ましく、NTT 東西以外の事業者の FTTH サービスへの参入状況を考慮した上で、ある時点における FTTH サービス市場における「非競争地域」に限った適用とすることが適当である。したがって、具体的には、①接続事業者が既に加入光ファイバ(シェアアクセス)を NTT 東西から接続で借りて FTTH サービスを展開している地域や②他事業者が既に加入光ファイバを自前で構築し FTTH サービスを展開している地域においてまでエントリーメニューを適用することは、必ずしも適当とは言えない。

(v) 想定される適用地域¹

適用地域の選定に用いるデータの入手困難性に鑑み、現時点において、NTT 東西がフレッツ光を提供しているビル(以下「光提供ビル」という。)のうち、

- NTT 東西のシェアアクセスを利用する接続事業者が存在する光提供ビルについては、エントリーメニューの対象から除外(平成 23 年度末までに接続事業者がシェアアクセスを利用する予定の光提供ビルまでを含む)
- KDDI 社や電力系事業者といった他事業者が自前で設備構築を行うエリアをエントリーメニューの対象エリアから除外(ただし、現時点で直ちに対象ビルが把握できないことを踏まえ、一定の推計²を行う)

¹ 実際の運用に当たっては、各設備構築事業者が参入しているエリアの詳細を確認した上で、実態に沿うように見直すことが必要となる。

² 以下のとおり推計。

- ・首都圏については他事業者が自前で設備構築を行っている前提として全光提供ビルを対象から除外。
- ・関西圏については電力系事業者の HP に掲載されているサービス提供市町村に存在する光提供ビルを対象から除外。
- ・関西圏以外の西日本エリアについては、各都道府県における NTT 西に対する他事業者の FTTH シェア率を NTT 西の光提供ビル数に乗じることで電力系事業者の参入ビル数を推計。この参入ビル数を上限として、加入者数の多い NTT 西の光提供ビルから順に対象から除外。

した地域をエントリーメニューの適用地域とすることが適当である。その結果対象となる光提供ビル数等は、以下のとおりである。

		NTT 東日本	NTT 西日本
①	光提供ビル数	1,500ビル	1,212ビル
②	エントリーメニューが適用される光提供ビル数	460ビル	385ビル
③	エントリーメニューが適用される光提供ビルの割合	30.7%	31.8%

4 とりまとめの方向性

(イ) (ア)及び光配線区画の課題解決の方向性を踏まえた対応策

なお、光配線区画の見直しやエントリーメニューの導入に当たっては、多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化が目的の一つであることに鑑み、NTT東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めるとともに、できる限り早期に実施するよう取り組むことが求められる。

接続事業者向け光配線区画の見直しに係る今後のスケジュール

参考資料2

- 2012年3月29日付け情郵審答申において、「光配線区画を拡大し、1の局外スプリッタ(1芯光ファイバ)がカバーする世帯数を増大させることによっても、收容率をより容易に高めることが可能となる」との観点から、光配線区画の見直しを図ることが適当とされた。これを踏まえ、NTT東西は既存の光配線区画を見直すと同時に、それとは別に、新たに接続事業者向けの光配線区画の設定を行うこととしている。
- 接続事業者向けの光配線区画の設定に当たっては、既存の光配線区画とは異なる設備設計、保守及び運用が必要となるため、本格的な提供開始へ向けて、トライアルを実施した上で諸課題の整理があらかじめ必要となる。
- NTT東西は、5月10日に事業者説明会を行い、12月のトライアル開始に向けて、参加希望事業者とトライアルビル選定を進めている。現時点のスケジュールは以下のとおり。

